



熊本県公報

号外 第17号
令和7年(2025年)
3月31日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県国内観光推進室設置規程	(〃) 10
○熊本県盛土対策室設置規程	(〃) 10
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 11
○熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 12
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	(〃) 12
○熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 13
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 13

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。
別表第3の1の表国際・くまモン局の部国際課の款に次の1項を加える。

7	国際・くまモン局長に関すること。					
---	------------------	--	--	--	--	--

別表第3の2の表総務私学局の部私学振興課の款第1項知事決裁事項の欄第1号中「第31条」を「第24条」に改め、同項同欄第3号中「第62条」を「第135条」に改め、同項部内局長専決事項の欄第1号中「第31条」を「第24条」に改め、同項同欄第2号中「第45条」を「第108条第3項」に改め、同項同欄第5号中「第26条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項同欄第6号中「第61条」を「第134条」に改め、同項同欄第7号中「第50条」を「第109条」に改め、「又は認定」を削り、同項同欄第8号中「第52条」を「第126条」に改め、同項同欄中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1項を加える。

9 同法第133条の規定により違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第3の3の表地域振興・世界遺産推進局の部地域振興課の款第5項部内局長専決事項の欄中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

1 同法第9条の規定に基づく土地利用基本計画の計画図を変更すること。

2 同法第24条、第27条の5及び第27条の8の規定に基づく勧告をすること。

別表第3の3の表地域振興・世界遺産推進局の部地域振興課の款第5項部内局長専決事項の欄に次の1項を加える。

5 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条の規定に基づく基準地の標準価格の判定をすること。

別表第3の4の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第5項分掌事務の欄中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）」を削り、同項部（公室）長専決事項の欄第2号を次のように改める。

2 同法第92条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は効力の停止に関すること。

別表第3の4の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第5項部（公室）長専決事項の欄第3号中「第8条第26項の規定による」を「第8条第28項に規定する」に改め、「及び」

の次に「同条第29項に規定する」を加え、同号を同項同欄第4号とし、同項同欄第2号の次に次の1号を加える。

3 同法第104条及び第114条の6の規定による介護老人保健施設等の許可の取消し又は効力の停止に関すること。

別表第3の4の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第5項部内局長専決事項の欄第1号中「、第115条の8及び旧介護保険法第113条の2」を「及び第115条の8」に、「改善命令」を「命令」に改め、同項同欄第3号中「介護老人福祉施設等」を「介護老人保健施設等」に改め、同項同欄第6号中「第8条第26項の規定による」を「第8条第28項に規定する」に改め、「及び」の次に「同条第29項に規定する」を加え、同項課長専決事項の欄第3号中「、第115条の11及び旧介護保険法第107条の2」を「及び旧介護保険法第111条の2」に改め、同項同欄第4号中「、第115条の26第2項及び旧介護保険法第111条の2」を「及び第115条の26第2項」に改め、同項同欄第5号中「、第115条の7及び旧介護保険法第112条」を「及び第115条の7」に改め、同項同欄第7号中「及び旧介護保険法第113条」及び「及び指定介護療養型医療施設」を削り、同項備考欄に定める役付職員専決事項の欄第1号中「、第111条」を削る。

別表第3の4の表健康局の部医療政策課の款中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師修学資金に関すること。

1 熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）第6条の規定により修学資金の貸与契約の解除又は貸与の停止をすること。

2 同条例第8条の規定により修学資金の返還をさせること。

3 同条例第7条及び第11条の規定により返還の債務の全部又は一部を免除すること。

4 同条例第9条及び第10条の規定により修学資金の

1 同規則第3条の規定による貸与申請書等を受理すること。

2 同規則第6条の規定による借用証書を受理すること。

3 同規則第7条の規定による承認申請書を受理すること。

4 同規則第13条の届出を受理すること。

5 同規則第14条の規定による貸与辞退申出書を受理すること。

			返還の債務の履行を猶予すること。 5 同条例第12条の規定により修学資金の遅延利息を徴収すること。 6 熊本県医師修学資金貸与条例施行規則（平成21年熊本県規則第9号）第4条の規定により修学資金の貸与を受ける者の選定及びその結果を通知すること。				
別表第3の4の表健康局の部薬務衛生課の款第3項部（公室）長専決事項の欄第1号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項部内局長専決事項の欄第1号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項同欄第2号及び同項課長専決事項の欄第2号中「大麻取扱者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同項同欄第5号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項同欄に次の1号を加える。 7 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第12条第2項の規定により大麻の廃棄の届出を受理すること。 別表第3の5の表環境局の部環境保全課の款第2項部内局長専決事項の欄第8号中「第45条第1項」を「第45条」に改め、「勧告」の次に「及び公表」を加え、同款第6項部内局長専決事項の欄中第2号及び第3号を削り、同款第17項部内局長専決事項の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表県民生活局の部男女参画・協働推進課の款第5項中「及び熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）」を削る。 別表第3の7の表観光振興課の部第12項中「国内外」を「国外」に、「誘客」を「観光旅行者の来訪及び滞在」に改め、同項を同部第13項とし、同部第11項の次に次の1項を加える。							
12	国内観光推進室に関すること。						
(1)	国内からの観光旅行者の来訪及び滞						

	在の企 画及び 推進に 関する こと。						
	(2) 熊 本デス ティネ ーショ ンキャ ンペー ンの実 施に関 するこ と。						

別表第3の8の表生産経営局の部農業技術課の款第5項部（公室）長専決事項の欄第3号を次のように改める。

3 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条の規定に基づき、基本計画を定めること。

別表第3の8の表生産経営局の部農業技術課の款第5項部内局長専決事項の欄第3号中「第3条第3項」を「第17条」に、「導入指針」を「基本計画」に改め、同項同欄第4号を次のように改める。

4 同法第19条第5項及び第21条第5項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

別表第3の8の表生産経営局の部農産園芸課の款第1項中「強い農業・担い手づくり総合支援対策の総合調整」を「強い農業づくり支援」に改める。

別表第3の9の表建築住宅局の部建築課の款第3項を次のように改める。

3	盛土対策 室に関する こと。						
	(1) 宅 地造成 及び特 定盛土 等規制 法（昭 和36 年法律 第19 1号） に基づ く基礎 調査に 関する こと。			1 同法第 4条第1 項の規定 に基づく 基礎調査 に関する こと。			
	(2) 同 法に基 づく区 域の指 定又は その解 除に関 するこ と。	1 同法第 10条第 1項の規 定に基づ き、宅地 造成等工 事規制区 域を指定 すること		1 同法第 45条の 規定に基 づき、造 成宅地防 災区域を 指定し、 又はその 指定を解			

		。 同法第26条第1項の規定に基づき、特定盛土等規制区域を指定すること。		除すること。			
	(3) 同法に基づく許可、届出の受理、完了検査、除却の確認、中間検査及び定期の報告の受理に関すること。			1 同法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づき、工事の許可をすること（盛土、切土又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）をする土地の面積が5万平方メートル以上のもの又は15メートルを超える崖が生ずるものに限る。）。	1 同法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づき、工事の許可をすること（盛土等をする土地の面積が5万平方メートル未満のもので、15メートルを超える崖が生じないものに限る。）。		
			2 同法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づき、工事の計画の変更の許可をすること（盛土等をする土地の面積が5万平方	2 同法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づき、工事の計画の変更の許可をすること（盛土等をする土地の面積が5万平方			

					メートル以上のもの又は15メートルを超える崖が生じないものに限る。)。 3 同法第17条第1項及び第2項又は第36条第1項及び第2項の規定に基づき、完了検査を行い、検査済証を交付すること (盛土又は切土をする土地の面積が5万平方メートル以上のもの又は15メートルを超える崖が生じないものに限る。)。 4 同法第17条第4項及び第5項又は第36条第4項及び第5項の規定に基づき、除却の確認を行い、確認済証を交付すること (土石の堆積を	る崖が生じないものに限る。)。 3 同法第16条第2項又は第35条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。 4 同法第17条第1項及び第2項又は第36条第1項及び第2項の規定に基づき、完了検査を行い、検査済証を交付すること (盛土又は切土をする土地の面積が5万平方メートル未満のもので、15メートルを超える崖が生じないものに限る。)。 5 同法第17条第4項及び第5項又は第36条第4項及び第5項の規定に基づき、除却の		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					行う土地の面積が5万平方メートル以上のもの又は15メートルを超える崖が生ずるものに限る。) 。	確認を行い、確認済証を交付すること（土石の堆積を行う土地の面積が5万平方メートル未満のもので、15メートルを超える崖が生じないものに限る。) 。		
				5	同法第18条第1項及び第2項又は第37条第1項及び第2項の規定に基づき、中間検査を行い、中間検査合格証を交付すること（盛土又は切土をする土地の面積が5万平方メートル以上のもの又は15メートルを超える崖が生ずるものに限る。) 。	6 同法第18条第1項及び第2項又は第37条第1項及び第2項の規定に基づき、中間検査を行い、中間検査合格証を交付すること（盛土又は切土をする土地の面積が5万平方メートル未満のもので、15メートルを超える崖が生じないものに限る。) 。		
						7 同法第19条第1項又は第38条第1項の規定に基		

					づき、工事の実施状況等の定期の報告を受理すること。 8 同法第21条第1項、第3項若しくは第4項又は第40条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づき、工事等の届出を受理すること。 9 同法第27条第1項の規定に基づき、盛土等に関する工事の届出を受理すること。 10 同法第28条第1項の規定に基づき、工事の計画の変更の届出を受理すること。		
(4) 同法に基づく監督処分、災害防止措置の代執行、勧告、改善命	1	同法第20条第5項（第23条第3項又は第47条第3項において準用する場合を含む		1	同法第20条第1項から第3項まで又は第39条第1項から第3項までの規定に基づき	1	同法第22条第2項、第27条第3項又は第41条第2項の規定に基づき、勧告をする

	令、立 入検査 及び報 告の徴 取に関 すること。	。) 又は 第39条 第5項 (第 42条第3 項におい て準用す る場合を 含む。) の 規定に基 づく災害 防止措置 の代執行 に関する こと。	、監督処 分をする こと。 2 同法第 23条第1 項及び第 2項、第 42条第1 項及び第 2項又は 第47条第 1項及び第 2項の規定 に基づき、 改善命令 をすること。 3 同法第 24条第1 項 (第48 条におい て準用す る場合を 含む。) 又は 第43条第 1項の規定 に基づき、 立入検査 をすること (盛土等 をする土 地の面積 が5万平 方メートル 未満のも ので、15 メートル を超える 崖が生じ ないもの に限る。) 。 3 同法第 25条 (第 48条にお いて準用 する場合 を含む。) 又は第44 条の規定 に基づき、 報告を徴 取すること。 4 同法第 27条第4 項の規定 に基づき、 勧告に係 る措置を とるべき こと。	2 同法第 24条第 1項 (第 48条に おいて準 用する場合 を含む。) 又は第43 条第1項 の規定に 基づき、立 入検査を すること (盛土等 をする土 地の面積 が5万平 方メートル 未満のも ので、15 メートル を超える 崖が生じ ないもの に限る。) 。 3 同法第 25条 (第 48条にお いて準用 する場合 を含む。) 又は第44 条の規定 に基づき、 報告を徴 取すること。		
--	--	---	---	--	--	--

				を命ずる こと。			
(5)	宅 地の耐 震化に 関する こと。						

別表第3の9の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項同欄第2号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同項同欄第3号中「第38条」を「第33条」に改め、同項課長専決事項の欄第1号中「第37条」を「第32条」に改め、同項同欄第2号を削り、同項を同款第14項とし、同款中第16項を第15項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り上げる。
別表第4総務部の項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県訓令第2号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県国内観光推進室設置規程を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県国内観光推進室設置規程
(設置)
第1条 国内からの観光旅行者の来訪及び滞在に係る取組を推進するため、観光文化部観光振興課に国内観光推進室（以下「室」という。）を置く。
(分掌事務)
第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 国内からの観光旅行者の来訪及び滞在の企画及び推進に関すること。
(2) 熊本デスティネーションキャンペーンの実施に関すること。
(職員)
第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
2 室に、課長補佐を置くことができる。
3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
(職務)
第4条 室長は、観光文化部観光振興課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
(専決及び代決)
第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、観光文化部観光振興課長が専決する。
2 前項の課長専決事項について、観光文化部観光振興課長が不在のときは、室長が代決することができる。
3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ観光文化部観光振興課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
(庶務)
第6条 室の庶務は、観光文化部観光振興課において行う。
(雑則)
第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県訓令第3号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県盛土対策室設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県盛土対策室設置規程

(設置)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な取組を推進するため、土木部建築住宅局建築課に盛土対策室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法に基づく基礎調査に関すること。
- (2) 法に基づく区域の指定又はその解除に関すること。
- (3) 法に基づく許可、届出の受理、完了検査、除却の確認、中間検査及び定期の報告の受理に関すること。
- (4) 法に基づく監督処分、災害防止措置の代執行、勧告、改善命令、立入検査及び報告の徴取に関すること。
- (5) 宅地の耐震化に関すること。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、土木部建築住宅局建築課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、土木部建築住宅局建築課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、土木部建築住宅局建築課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ土木部建築住宅局建築課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、土木部建築住宅局建築課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県訓令第4号

本庁各部(公室・局)課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令

熊本県広域本部処務規程(平成25年熊本県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第8号エ中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第10条第1項第4号エ中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同項第2号中「2億円」を「3億円」に改め、同項第24号中「5,000万円」を「1億円」に改め、同条第2項第8号及び第9号並びに同条第4項第29号から第31号までの規定中「2億円」を「3億円」に改め、同条第5項中「第32号から第45号まで」を「第29号から第40号まで」に、「第48号から第51号まで」を「第43号から第46号まで」に改める。

第22条第1項第10号及び第12号中「2億円」を「3億円」に改め、同項第19号エ中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第24条第1項第10号及び第11号中「2億円」を「3億円」に改める。

第26条第1項第24号中「2億円」を「3億円」に改め、同項第25号中「5,000万円」を「1億円」に改める。

第35条第2項第1号中「2億円」を「3億円」に改める。

第44条第1項第24号中「2億円」を「3億円」に改め、「(平成24年九州北部豪雨、平成28年熊本地震・梅雨前線等豪雨及び平成29年九州北部豪雨による災害(以下この号において「熊本地震等災害」という。))に係る復旧工事並びに熊本地震等災害に係る災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、復旧治山事業及び林地荒廃防止事業等関連事業の建設工事その他熊本地震等災害に起因する再度災害防止に係る事業の建設工事

(2) 前号(6) 下号(1) 震(2) 災(3) 関(4) 連(5) 等(6) 工(7) 事(8) と(9) い(10) う(11)) (12) 限(13) る(14)) (15) 」 (16) を(17) 削(18) り(19) 、 (20) 同(21) 項(22) 第(23) 2 (24) 5 (25) 号(26) を(27) 削(28) り(29) 、 (30) 同(31) 項(32) 第(33) 2 (34) 2 (35) 8 (36) 5 (37) 号(38) を(39) 削(40) り(41) 、 (42) 同(43) 項(44) 第(45) 2 (46) 2 (47) 8 (48) 5 (49) 号(50) を(51) 削(52) り(53) 、 (54) 同(55) 項(56) 第(57) 2 (58) 2 (59) 8 (60) 5 (61) 号(62) を(63) 削(64) り(65) 、 (66) 同(67) 項(68) 第(69) 2 (70) 2 (71) 8 (72) 5 (73) 号(74) を(75) 削(76) り(77) 、 (78) 同(79) 項(80) 第(81) 2 (82) 2 (83) 8 (84) 5 (85) 号(86) を(87) 削(88) り(89) 、 (90) 同(91) 項(92) 第(93) 2 (94) 2 (95) 8 (96) 5 (97) 号(98) を(99) 削(100) り(101) 、 (102) 同(103) 項(104) 第(105) 2 (106) 2 (107) 8 (108) 5 (109) 号(110) を(111) 削(112) り(113) 、 (114) 同(115) 項(116) 第(117) 2 (118) 2 (119) 8 (120) 5 (121) 号(122) を(123) 削(124) り(125) 、 (126) 同(127) 項(128) 第(129) 2 (130) 2 (131) 8 (132) 5 (133) 号(134) を(135) 削(136) り(137) 、 (138) 同(139) 項(140) 第(141) 2 (142) 2 (143) 8 (144) 5 (145) 号(146) を(147) 削(148) り(149) 、 (150) 同(151) 項(152) 第(153) 2 (154) 2 (155) 8 (156) 5 (157) 号(158) を(159) 削(160) り(161) 、 (162) 同(163) 項(164) 第(165) 2 (166) 2 (167) 8 (168) 5 (169) 号(170) を(171) 削(172) り(173) 、 (174) 同(175) 項(176) 第(177) 2 (178) 2 (179) 8 (180) 5 (181) 号(182) を(183) 削(184) り(185) 、 (186) 同(187) 項(188) 第(189) 2 (190) 2 (191) 8 (192) 5 (193) 号(194) を(195) 削(196) り(197) 、 (198) 同(199) 項(200) 第(201) 2 (202) 2 (203) 8 (204) 5 (205) 号(206) を(207) 削(208) り(209) 、 (210) 同(211) 項(212) 第(213) 2 (214) 2 (215) 8 (216) 5 (217) 号(218) を(219) 削(220) り(221) 、 (222) 同(223) 項(224) 第(225) 2 (226) 2 (227) 8 (228) 5 (229) 号(230) を(231) 削(232) り(233) 、 (234) 同(235) 項(236) 第(237) 2 (238) 2 (239) 8 (240) 5 (241) 号(242) を(243) 削(244) り(245) 、 (246) 同(247) 項(248) 第(249) 2 (250) 2 (251) 8 (252) 5 (253) 号(254) を(255) 削(256) り(257) 、 (258) 同(259) 項(260) 第(261) 2 (262) 2 (263) 8 (264) 5 (265) 号(266) を(267) 削(268) り(269) 、 (270) 同(271) 項(272) 第(273) 2 (274) 2 (275) 8 (276) 5 (277) 号(278) を(279) 削(280) り(281) 、 (282) 同(283) 項(284) 第(285) 2 (286) 2 (287) 8 (288) 5 (289) 号(290) を(291) 削(292) り(293) 、 (294) 同(295) 項(296) 第(297) 2 (298) 2 (299) 8 (300) 5 (301) 号(302) を(303) 削(304) り(305) 、 (306) 同(307) 項(308) 第(309) 2 (310) 2 (311) 8 (312) 5 (313) 号(314) を(315) 削(316) り(317) 、 (318) 同(319) 項(320) 第(321) 2 (322) 2 (323) 8 (324) 5 (325) 号(326) を(327) 削(328) り(329) 、 (330) 同(331) 項(332) 第(333) 2 (334) 2 (335) 8 (336) 5 (337) 号(338) を(339) 削(340) り(341) 、 (342) 同(343) 項(344) 第(345) 2 (346) 2 (347) 8 (348) 5 (349) 号(350) を(351) 削(352) り(353) 、 (354) 同(355) 項(356) 第(357) 2 (358) 2 (359) 8 (360) 5 (361) 号(362) を(363) 削(364) り(365) 、 (366) 同(367) 項(368) 第(369) 2 (370) 2 (371) 8 (372) 5 (373) 号(374) を(375) 削(376) り(377) 、 (378) 同(379) 項(380) 第(381) 2 (382) 2 (383) 8 (384) 5 (385) 号(386) を(387) 削(388) り(389) 、 (390) 同(391) 項(392) 第(393) 2 (394) 2 (395) 8 (396) 5 (397) 号(398) を(399) 削(400) り(401) 、 (402) 同(403) 項(404) 第(405) 2 (406) 2 (407) 8 (408) 5 (409) 号(410) を(411) 削(412) り(413) 、 (414) 同(415) 項(416) 第(417) 2 (418) 2 (419) 8 (420) 5 (421) 号(422) を(423) 削(424) り(425) 、 (426) 同(427) 項(428) 第(429) 2 (430) 2 (431) 8 (432) 5 (433) 号(434) を(435) 削(436) り(437) 、 (438) 同(439) 項(440) 第(441) 2 (442) 2 (443) 8 (444) 5 (445) 号(446) を(447) 削(448) り(449) 、 (450) 同(451) 項(452) 第(453) 2 (454) 2 (455) 8 (456) 5 (457) 号(458) を(459) 削(460) り(461) 、 (462) 同(463) 項(464) 第(465) 2 (466) 2 (467) 8 (468) 5 (469) 号(470) を(471) 削(472) り(473) 、 (474) 同(475) 項(476) 第(477) 2 (478) 2 (479) 8 (480) 5 (481) 号(482) を(483) 削(484) り(485) 、 (486) 同(487) 項(488) 第(489) 2 (490) 2 (491) 8 (492) 5 (493) 号(494) を(495) 削(496) り(497) 、 (498) 同(499) 項(500) 第(501) 2 (502) 2 (503) 8 (504) 5 (505) 号(506) を(507) 削(508) り(509) 、 (510) 同(511) 項(512) 第(513) 2 (514) 2 (515) 8 (516) 5 (517) 号(518) を(519) 削(520) り(521) 、 (522) 同(523) 項(524) 第(525) 2 (526) 2 (527) 8 (528) 5 (529) 号(530) を(531) 削(532) り(533) 、 (534) 同(535) 項(536) 第(537) 2 (538) 2 (539) 8 (540) 5 (541) 号(542) を(543) 削(544) り(545) 、 (546) 同(547) 項(548) 第(549) 2 (550) 2 (551) 8 (552) 5 (553) 号(554) を(555) 削(556) り(557) 、 (558) 同(559) 項(560) 第(561) 2 (562) 2 (563) 8 (564) 5 (565) 号(566) を(567) 削(568) り(569) 、 (570) 同(571) 項(572) 第(573) 2 (574) 2 (575) 8 (576) 5 (577) 号(578) を(579) 削(580) り(581) 、 (582) 同(583) 項(584) 第(585) 2 (586) 2 (587) 8 (588) 5 (589) 号(590) を(591) 削(592) り(593) 、 (594) 同(595) 項(596) 第(597) 2 (598) 2 (599) 8 (600) 5 (601) 号(602) を(603) 削(604) り(605) 、 (606) 同(607) 項(608) 第(609) 2 (610) 2 (611) 8 (612) 5 (613) 号(614) を

第56条第1項第1号中「第22号」を「第23号」に、「第37号から第45号まで」を「第39号から第46号まで」に改める。

第 6 条第 7 号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第 7 号中「2 億円」を「3 億円」に改める。

第69条第5項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第116条第1項第2号、第126条第5号及び第162条第1項第2号中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第2 県南広域本部球磨地域振興局の項中

工務第一課

工務第二課

を「工務課」に改める。

別表第3土木部の部景観建築課の項分掌事務の欄中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別と第8第11木部をこの部景観建築課の項一分掌事務の欄中第10号を削り、第11号を第10号とし、第8第11木部をこの部景観建築課の項一分掌事務の欄中第12号とする。

と別表第13土木部第10号とし、第111号を第10号とし、第12号を第11号とし、第11号を削り、第10号を第9号とする。

別表第16号に「令和2年7月豪雨災害による被害復旧事業」の項を削る。この欄第16号中「令和2年7月豪雨災害による被害復旧事業」の項を削る。

附則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊 本 県 こ ども 総 合 療 育 セ ン タ ー 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。
令 和 7 年 3 月 3 1 日

能本県知事 木 村 敬

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県子ども総合療育センター処務規程（昭和30年熊本県訓令第1170号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1項中「事務部」を「総務部」に改め、同条第2項中「事務部」を「総務部」に、「総務課」を「医事・総務課」に改める。

第3項中「事務部長」を「総務部長」に改める。
第4項中「事務部長」を「総務部長」に改める。

第4条第1項中「事務部長」を「総務部長」に改める。
第5条第1項中「事務部」を「総務部」に改め、同項事務部の項第7号を次のように改める。

(7) 障害のある児童等の相談に関すること。

第5条第1項の地域療育部の項中第3号を削る。

第7条第1項及び第2項中「事務部長」を「総務部長」に改める。

附則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表以外の部分中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同項の表中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「医師の診断書若しくは証明書又は助産師の証明書」を「当該場合に該当することを証明するに足りる書類（出産予定日が記載されているものに限る。）」に改め、同条第3項中「医師の診断書若しくは証明書又は助産師の証明書」を「勤務時間規則第13条の表8の項に規定する場合に該当することを証明するに足りる書類（出産日が記載されているものに限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程（昭和58年熊本県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号エ中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

熊本県公営企業管理規程第1号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「工務第一課 球磨工一
工務第二課 球磨工二」を「工務課 球磨工」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。